

## 消費者庁への確認事項

### 1. 背景

食品安全委員会アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）においては、卵に関する評価書のとりまとめに向けて調査審議を進めているところ。アレルギーを含む食品については、既に食品表示法に基づく表示というリスク管理措置がとられており、リスク管理措置の適切な実施を前提として、リスク評価を行うことになる。そのため、評価書には、リスク管理措置の概要及び実施状況を記載する必要がある。

### 2. 確認事項

#### (1) アレルギーを含む食品の表示制度に係る検討状況について

- ・消費者庁における食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の進捗状況等

#### (2) 食品表示（特にアレルギーを含む食品の表示）の監視の状況

##### ①監視の実施主体

- ・自治体（保健所等の食品衛生監視員）が監視を実施しているのか。
- ・国（消費者庁）が直接、監視を実施することはないのか。
- ・監視にあたる人員数（自治体ごとに異なると思うが）はどの程度か。
- ・消費者庁担当者と自治体担当者との定期的又は不定期の連絡会を開催し、連携が取れる体制となっているのか。

##### ②監視の実施件数及び実施方法

- ・監視の実施件数及び頻度（自治体ごとに異なると思うが）はどの程度か。
- ・各都道府県等で公表している食品衛生監視指導計画の実施結果によると、食品表示法に基づく表示に関する検査の件数は多いが、実際に収去しているものは少ない\*。どのような方法で監視を実施しているのか。

※例えば、評価書（案）で引用している東京都の事例では、平成30年度のアレルギーを対象とした検査数が約28万品目あるが、収去件数は48検体である。どう解釈したらよいのか。（28万品目のチェック方法はどのようにしているのか。）

##### ③監視の結果

- ・どのような場合に事業者は自治体へ、自治体は国への報告義務があるのか。また、どのような法令や通知に基づき、報告が行われるのか。
- ・食品表示（特にアレルギーを含む食品の表示）に関する違反率はどの程度か。
- ・違反の内容はどのようなものか。
- ・違反があった場合、行政としてはどのような措置をとるのか。

### (3) リコールの状況

#### ①企業などが自主回収したリコール事例情報収集の状況

- ・現状では、消費者庁においてはどのように事例情報を収集しているのか。
- ・本年6月から食品等の自主回収報告制度がスタートすると聞いているが、この制度により、自主回収事例及び行政指導による回収事例等に関する網羅的な事例の情報収集が可能となると考えてよいか。

#### ②リコール事例の報告があった場合の対応

- ・リコール事例について、企業に対し、原因分析結果や再発防止策、その後の改善状況といった事項についての報告は要求しないのか。
- ・リコール事例について、他国のように、件数や対象食品、原因の内訳等について、まとめた資料はあるか。

以上